

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年11月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から平成元年3月まで  
② 平成元年11月から2年3月まで

妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付書でA郵便局かB信用金庫C支店で納付していた。

確定申告書(控)があり、夫婦二人分の国民年金保険料を納めていた証拠となると思うので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は5か月と比較的短期間である上、申立人は、平成元年度以降は、当該申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無い。

また、申立期間②については、申立人は、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、社会保険庁の記録から、当該申立期間については、妻の保険料は納付済みであること、及び申立人の保険料も当該申立期間の前後については納付済みであることが確認でき、当該申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は認められないことから、妻が、当該申立期間のみ申立人の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の任意加入者の資格取得年月日から、昭和61年1月から同年4月までの間と推認され、その時点では、申立期間①のうち、57年4月から58年9月までの国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す

資料として、昭和 57 年から平成元年までの確定申告書（控）の写しを提出しているが、昭和 57 年から 60 年までの確定申告書に記載された国民年金の支払保険料額は、一人分の保険料額であり、申立人の妻の納付記録と一致している。

さらに、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料は、申立人の妻も未納であり、妻は、当時、病気を患っていたと述べており、確定申告書（控）を見ると、60 年から 63 年まで医療費控除を受けていることが確認できる上、国民年金の支払保険料額欄には、62 年は「0 円」と記載されており、63 年は当該金額の記載が無い。

このほか、申立人の妻が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 11 月から 2 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月から同年9月まで  
私の国民年金保険料は、A農業協同組合の夫の貯金口座から引き落としにより納付しており、申立期間の保険料を納付したことが確認できる貯金通帳も残っているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、A農業協同組合の貯金通帳を所持しており、当該通帳には、昭和57年9月30日に国民年金保険料として15,660円が引き落とされたことを示す記載が確認できるところ、当該通帳に記載された金額は、申立期間当時の3か月分の保険料と一致しており、当該通帳の一連の引き落としの記録から、当該保険料は昭和57年度第2期分（昭和57年7月から同年9月までの期間）の保険料と推認される。

また、申立人の夫は、B共済組合に加入しており、申立人の世帯には、申立人以外には国民年金の加入対象となる同居人はいないことから、当該通帳に記載された金額は、申立人の国民年金保険料と考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月1日から38年10月3日まで

60歳の時に社会保険事務所で年金の手続を行ったところ、申立期間の脱退手当金が支給されていることとなっていることが分かった。

退職時に会社から脱退手当金の説明を受けたことは無く、また、脱退手当金を受給したとされているころは、社会保険事務所の所在地を知らなかった上、長男を妊娠している時期でもあるので、手続を行っていることは考えられない。申立期間に係る脱退手当金を申請した記憶は無く、また、受給した記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3年5か月後の昭和42年3月10日に支給決定されたこととなっているとともに、申立人が勤務していた事業所において脱退手当金の受給要件を満たす女性33人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め2人しか脱退手当金の支給記録が確認できなかったことを踏まえると、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和41年12月に婚姻し、改姓しているが、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままである上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の氏名は55年に変更処理がなされており、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの期間、62年7月から平成元年3月までの期間、4年5月から6年3月までの期間、6年6月から7年2月までの期間、7年7月から8年12月までの期間及び9年5月から11年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から61年3月まで  
② 昭和62年7月から平成元年3月まで  
③ 平成4年5月から6年3月まで  
④ 平成6年6月から7年2月まで  
⑤ 平成7年7月から8年12月まで  
⑥ 平成9年5月から11年8月まで

申立期間①から⑥までの国民年金保険料は、集金人が自宅に来てくれて納付していた。

国民年金保険料の納付については、集金人にすべて任せていたが、これまで集金人が1年以上も保険料の集金に来なかった記憶はないので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥まで、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録から、申立期間④及び⑤の一部の期間を含む、平成6年11月から7年3月までの期間及び8年11月から9年3月までの期間の保険料を、それぞれ9年4月17日及び11年2月9日に過年度納付していることが確認でき、集金人は過年度保険料を集金できなかったと考えられる上、当該納付期間のうち6年11月から7年2月までの期間並びに8年11月及び12月の保険料が時効により過誤納とされ、それぞれ7年4月から同年6月までの期間及び9年4月の未納期間に充当されていることが確認でき、過誤納とされた期間が未納期間となったものであることから、申立人の主張には

不自然な点が見受けられる。

また、申立期間⑥については、社会保険庁の記録から、平成13年6月6日に国民年金保険料の未納があった場合に発行される督促納付書が、社会保険事務所から申立人宛てに発行されていることが確認でき、その時点では、当該申立期間のうち、9年5月から11年4月までの保険料は時効により納付できない期間である上、申立人は、当該申立期間直後の11年9月から15年4月まで申請免除を受けていることから、免除期間中に保険料の納付を行っていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①から③についても、その前後の期間である昭和58年4月から59年3月までの期間及び平成元年4月から4年3月までの期間について申請免除を受けており、国民年金保険料の納付が困難な時期であったと推認される上、申立期間は通算123か月と長期間であり、申立期間のすべての納付記録が欠落するとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を集金人にすべて任せ<sup>あいまい</sup>ていたと主張しており、納付の記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案214

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から41年4月1日まで  
社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を照会したが、A社B営業所で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答を得た。  
しかし、当時の同社B営業所の所長から社会保険に加入させる旨の説明を受けた記憶があり、給与明細書でも保険料控除の記載があったと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元従業員の証言から、申立人が、雇用保険の資格取得日（昭和39年9月21日）より前の期間からA社B営業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人の実際の入社時期を確認できる人事記録等の資料は無い。

また、A社及び当時の事務担当者の証言により、同社では、同社と労働組合の双方が認定した従業員に本採用試験を受験させ、当該試験の合格から一定期間を経過した後に正社員とし、正社員となった者だけを厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられるところ、連絡の取れた元従業員（11人）のうち入社時期について回答のあった者（9人）からの証言によると、入社後すぐに厚生年金保険に加入したとする者は無く、入社から厚生年金保険に加入するまでの期間は、最短で2年程度、最長で9年以上となっている。このうち、申立人の主張する入社時期（昭和38年11月1日）よりも半年早く入社したと回答した元従業員は、申立人よりも半年前（昭和39年3月ころ）に本採用試験に合格したと述べているところ、当該元従業員の雇用保険の資格取得日は昭和39年3月21日となっているが、厚生年金保険の資格取得日は、当該試験の合格の時期の約2年後（昭和41年2月1日）となって

いることから、当時、同社では、厚生年金保険には本採用試験の合格から一定期間（2年程度）を経過した後に正社員となってから加入させていたが、雇用保険には当該試験の合格後すぐに加入させる取扱いとしていたものと推認される。

さらに、A社及び当時の事務担当者の証言から、正社員はすべて労働組合に加入していたものと考えられるところ、連絡の取れた元従業員（11人）のうち、申立期間に厚生年金保険の加入記録の存在する者（9人）は全員、「正社員となった際に労働組合に加入したことを記憶している。」旨の回答をしている。一方、申立人は労働組合に加入した記憶は無いと述べていることを踏まえれば、申立人は、本採用試験に合格した際に雇用保険に加入したものの、正社員として厚生年金保険の加入手続がされる前に退社したものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間における国民年金の納付記録に係る国民年金保険料は後から納付したものであると主張しているが、社会保険事務所の保管する特殊台帳によれば、昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料については39年10月30日に、40年10月から41年7月までの国民年金保険料については40年10月30日に、それぞれ納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案215

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和6年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年5月6日から同年12月8日まで

: ② 昭和58年5月10日から同年11月29日まで

: ③ 昭和59年4月20日から同年11月1日まで

: ④ 昭和60年5月27日から同年11月15日まで

知人の紹介で、昭和57年5月に、A社B支店に季節作業員として採用された。以降61年までの5年間、毎年季節作業員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が61年6月3日から同年11月21日までの期間しかない。

採用された当初から給与袋に入っていた明細書には、厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていた旨の記載があったと記憶しているので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和57年5月6日取得～同年12月7日離職、58年5月10日取得～同年11月28日離職、59年4月20日取得～同年10月31日離職、60年5月27日取得～同年11月14日離職）及び上司・同僚の証言等から、申立人が申立期間に季節作業員としてA社B支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当時の社会保険事務担当者は、「社員の下に職長、世話役がおり、これらの者は請負契約の作業員を監督していた。職長、世話役は会社直接の雇用でもあり、一般の請負作業員（季節作業員）より早く厚生年金保険に加入させたが、請負作業員については、年金制度の改正があった昭和61年から（厚生年金保険への加入を）始めた」と記憶している。」と証言しており、申立人が記憶している同僚（季節作業員）は「申立人とは4～5年一緒に働いていた。」と述べているものの、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該同僚にも、申立期間における厚生年金保険の加入記録が存在せず、当該期間においては国民年金に加入し国民年金保険料を納付して

いることが確認できる。

また、申立人が記憶している上司、及び連絡の取れた元従業員で職長・世話役の経験者は、「（世話役として）直接雇用となる前は、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。」、「（世話役として）昭和59年に厚生年金保険に加入した時には、季節作業員はまだ厚生年金保険の適用ではなかった。」旨証言しており、当該2人についても、世話役として厚生年金保険に加入する昭和59年より前の期間においては国民年金に加入し国民年金保険料をほぼすべての期間において納付していることが確認できる。

さらに、連絡の取れた同僚4人も、申立期間に季節作業員として勤務していたと回答しているものの、当該期間における厚生年金保険の加入記録は無く、このうち1人は「昭和61年の春に会社から、本年から厚生年金保険に加入する旨の説明を受けたことを記憶している。」と証言していることを踏まえれば、A社では、申立人の厚生年金保険の加入記録が存在する昭和61年の春より前の申立期間においては、季節作業員を厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたものと推認され、季節作業員として勤務していながら申立人だけが、申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

なお、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、申立期間の一部（昭和57年5月から同年11月まで）において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案216

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の、申立期間②における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から40年8月まで  
② 昭和40年9月1日から41年3月30日まで  
③ 昭和41年4月28日から42年2月まで

申立期間①について、A県に所在するB社に、昭和37年6月から40年8月まで板金工として勤務し、建築に係る板金・溶接の仕事に就いていたが、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、C市に所在していたD社における厚生年金保険の加入記録が存在しているが、E市に所在するD社に勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。また、当該事業所には昭和42年2月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が41年4月28日で途切れているので、申立期間③について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿には、A県において「B社」が適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立人は、申立事業所の事業主の名前を「F」と記憶しているが、申立人には、当該申立期間後にE市に所在していた、適用事業所名が「B社」において厚生年金保険の加入記録（昭和41年9月24日取得～同年10月25日喪失）が存在しており、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が存在している元従業員で連絡の取れた者（14人）からは、A県に関連会社等が

存在していた旨の証言は得られていない。

さらに、申立人がA県に所在していたと主張する申立事業所に係る商業登記簿謄本は見当たらない上、申立事業所の事業主も特定できず、このほかに、申立人が記憶している事業所名称及び事業主氏名に合致する事業所に係る情報は得られず、申立内容を裏付けることができない。

申立期間②について、申立人は、C市に所在していたD社において厚生年金保険の加入記録が存在しているが、この期間はE市に所在するD社に勤務していたと主張している。しかし、C市のD社の元事業主（現在は、D社の代表取締役）は「（申立人は）C市のD社で働いていた。機械修繕の作業員だった。」と証言しており、C市のD社で厚生年金保険の加入記録の存在している元従業員2人も「（申立人と）C市のD社で一緒に働いていた。」と証言していることを踏まえると、申立人は、当該申立期間中は厚生年金保険の加入記録のとおりC市のD社で勤務していたと考えるのが自然である。

申立期間③について、申立人は、昭和42年2月までE市に所在するD社で勤務していたと主張しているが、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が41年7月10日である元従業員は、「申立人は自分より前に退職した。」と証言していること、及び同事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同年7月19日である現在の代表取締役は、「C市のD社の残務整理を最後までして、E市のD社に移った。自分がE市に移った時には申立人はいなかったと記憶している。」と証言していることから、申立人は同年7月9日までは同事業所を退職していたと考えられるところ、同代表取締役は、「入社から退社まで厚生年金保険に加入させていた。申立人も働いていた期間は厚生年金保険に加入していたはず。」と述べており、連絡の取れた元従業員（3人）からも在職期間と厚生年金保険の加入記録が一致していない旨の回答は無く、ほかに申立人が、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日（昭和41年4月28日）以降において同事業所に勤務していたことをうかがわせる証言等を得ることはできない。

このほかに、申立人の、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、並びに申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正することを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案217

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月から同年9月まで

A社B支店のC事務所に所属し、道路工事に季節作業員として従事した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

D市街から道路沿いに数十キロメートル離れた場所に作業員の飯場があり、当時はそこに泊まり込みで勤務しており、上司（親方）の名前も記憶している。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の述べている業務内容が具体的であること、及びA社の元従業員の証言から、申立人が、申立期間当時、A社（B支店）が行っていた道路工事に季節作業員として携わっていたことはうかがえるが、申立人の実際の勤務期間、及び同社との雇用関係を確認できる人事記録等の資料は無い。

また、後にA社の役員となった元従業員は、「当時、社員ではないが直備の雇用員もおおり、雇用員は通年雇用ではないが毎年の雇用が約束されていた人たちで、厚生年金保険の加入は、たぶん昭和37年ころからだったと思う。」と証言しているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間における同社B支店の被保険者の加入期間はすべて1年以上となっている一方、昭和37年からは1年未満の被保険者の加入記録が確認できることから、申立期間当時、同社B支店では、通年雇用者については厚生年金保険に加入させていたが、雇用期間が1年未満の季節作業員については厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたものと推認され、季節作業員として約5か月の間勤務していたとする申立人が、同社B支店において厚生年金保険に加入していた事情はうかがえない。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた上司（親方）の名前を記憶しており、作業員の飯場で泊まり込みで勤務していたと述べているところ、元従業員は、「当該上司は、A社の請負いをしていたE社の親方である。」、「D市街から10キロメートルほどの山あい現場の飯場があったが、これは下請けのE社の飯場で、作業員の宿泊所となっていた。」、「E社の従業員であれば、（A社の直僱の）雇用員ではない。」と証言していることから、申立人は、申立期間当時、「E社」の従業員として勤務していた可能性が考えられるが、申立期間において当該上司の厚生年金保険の加入記録が存在していない上、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿には「E社」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、「E社」に係る商業登記簿謄本も見当たらない。

加えて、A社は、申立内容について、「当時の資料は無く、不明である。」としており、申立人の記憶していた上司（親方）については居所不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる証言等を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。